○国土交通省告示第二百八十三号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年三月十五日

国土交通大臣　前田　武志

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15089	レクサス　ＤＢ　Ａ－ＧＲＳ196	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地
15090	レクサス　ＤＢ　Ａ－ＧＲＳ191	〃	〃
15294	レクサス　ＤＡ　Ａ－ＧＷＳ191	〃	〃
15969	レクサス　ＤＢ　Ａ－ＵＲＳ190	〃	〃

○国土交通省告示第二百八十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年三月十五日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－1967	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタＤＢＡ－２ＧＲ－ＦＥ５	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第二百八十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年三月十五日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－1553	一酸化炭素等発散防止装置　レクサスＤＢＡ－２ＧＲ－ＦＳＥ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊞Ｇ－1660	一酸化炭素等発散防止装置　レクサスＤＡＡ－２ＧＲ－ＦＳＥ	〃
㊞Ｇ－1914	一酸化炭素等発散防止装置　レクサスＤＢＡ－１ＵＲＦＳＥ１	〃

○北陸地方整備局告示第十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

八号　射水市鏡宮三三三番一から同市鏡宮三九四番一まで

供用開始の期日　平成二十四年三月十五日

○北陸地方整備局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月十五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　井波都市計画道路事業三・四・五号　谷今町線

三　事業施行期間　自平成二十四年三月十五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　富山県南砺市北川字宮前及び井波字東町地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月十五日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第三十四号知多都市計画道路事業三・三・十一号名古屋半田線

三　事業施行期間　自平成十一年一月八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月十五日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第三十二号知多都市計画道路事業三・三・十一号名古屋半田線及び三・四・二十六号知多刈谷線

三　事業施行期間　自平成十一年一月八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月十五日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第百二十二号志太広域都市計画道路事業三・三・五号焼津広幡線

三　事業施行期間　自平成十年二月三日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十五日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

十九号　恵那市大井町字雀子ヶ根二〇八七番一二八から中津川市茄子川字青木一九八八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十四年三月十五日